

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善を求める意見書

厚生労働省は、「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて(5局長通知)」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、『医療分野の雇用の質』の向上のための取り組みについて(6局長通知)」の中で、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制(医療勤務環境改善支援センター)を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるよう支援を求め、予算化している。

しかし、日本医労連が2013年に実施した「看護職員の労働実態調査」では、「慢性疲労」が73.6%、「辞めたいと思う」が75.2%という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」が57.5%、「ミス、ニアミスの経験がある」が85.4%という事態に陥っており、これらの状況が前回の調査から改善されていないことも明らかとなっている。

政府は、「医療機能の再編」によって医療提供体制を改善しようとしているが、勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はありえないことである。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を 実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められる。

よって、国においては、次の項目について実現されるよう強く要望する。

看護師など「夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、 勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日

内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町議会議 長 小島総一郎